

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2024年10月15日付第1376号

モスクワ

若干のロシア連邦政府文書の改正について

ロシア連邦政府は以下を **決定する**：

ロシア連邦政府文書に対するここに添付する変更を承認する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2024年10月15日付
ロシア連邦政府決定
第1376号により

承認

ロシア連邦政府文書に対する 変更

1. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 30、掲載番号4597；2017、No. 40、掲載番号5843；2024、No. 28、掲載番号4023）によって承認された「ロシア産鉱工業製品登録簿の作成および管理の規則、登録簿に記載する情報の細目、当該情報の登録簿への記載および登録簿からの削除（当該情報の国家鉱工業情報システムへの掲載を含む）の手順、ならびに登録簿に記載する情報の提供の手順」において：

a) 第3項第2段落における「一般公開されている」という文言のあとに、「（本規則第6項「c」号および第31項「d」号に掲げる情報をのぞく）」という文言を追加する；

b) 第49項における「一般公開されている」という文言のあとに、「（本規則第6項「c」号および第31項「d」号に掲げる情報をのぞく）」という文言を追加する。

2. 2025年7月25日付ロシア連邦政府決定第757号「国家鉱工業情報システムの構築、運用および改良の手順について」（ロシア連邦法令集、2015、No. 31、掲載番号4691；2020、No. 42、掲載番号6583；2021、No. 8、掲載番号1353；No. 49、掲載番号8327）によって承認された「国家鉱工業情報システムの構築、運用および改良の規則」において：

a) 第3項に以下を内容とする「n」号および「o」号を追加する：

「n）製品目録の作成および管理ならびに鉱工業製品デジタルパスポートの作成および利用を含む、製品目録化システムの改良；

o) 所定の要求事項、規格および技術規則へのロシア産鉱工業製品の適合性の確保。」；

b) 第4項に以下を内容とする「j」号を追加する：

「j）製品目録の作成および管理、鉱工業製品デジタルパスポートの作成および利用、ならびに所定の要求事項、規格および技術規則へのロシア産鉱工業製品の適合性判定のために必要とされるソフトウェアおよびサービスの総体。」；

c) 以下を内容とする第22項および第23項を追加する：

「22. 製品目録の作成および管理は、国家鉱工業情報システムにおいて、生産される鉱工業製品に関する情報の体系化を目的とし、2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」によって承認された、「ロシア産鉱工業製品登録簿の作成および管理の規則、登録簿に記載する情報の細目、当該情報の登録簿への記載および登録簿からの削除（当該情報の国家鉱工業情報システムへの掲載を含む）の手順、ならびに登録簿に記載する情報の提供の手順」にしたがって、これを行う。

23. 鉱工業製品デジタルパスポートの作成は、国家鉱工業情報システムにおいて、鉱工業製品の識別およ

び鉱工業製品に関する正しい情報入手の保障を目的とし、2024年6月29日付ロシア連邦政府決定第896号「『鉱工業製品デジタルパスポートの作成および利用の規則』の承認について」によって承認された「鉱工業製品デジタルパスポートの作成および使用の規則」にしたがって、これを行う。」。

3. 2017年12月21日付ロシア連邦政府決定第1604号「鉱工業分野事業主体、国家権力機関および地方自治機関による、国家鉱工業情報システムへの掲載を目的とした情報の提供、ならびに国家鉱工業情報システム掲載情報の情報通信網『インターネット』上における一般公開について」（ロシア連邦法令集、2018、No. 1、掲載番号347；2020、No. 31、掲載番号5194；2022、No. 41、掲載番号7089；2024、No. 28、掲載番号4025）において：

a) 鉱工業分野事業主体、国家権力機関および地方自治機関が国家鉱工業情報システムへの掲載を目的として国家鉱工業情報システム運営者に提供する情報の、当該決定によって承認された細目の第2部において、「生産される製品およびその特性に関する情報、以下を含む：製品の名称および番号；製品の名称および番号〔英語〕；製品の記述〔用途、長所〕；製品の生産にあたって準拠した技術条件の番号〔存在する場合〕；製品の生産にあたって準拠した規格化文書の番号〔存在する場合〕；全ロ経済活動種別製品分類コード〔OKPD 2〕〔国家鉱工業情報システムの「OKPD 2」便覧から選択〕；ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード〔国家鉱工業情報システムの「TN VED EAEU」便覧から選択〕；全ロ測定単位分類OK 015-94〔OKEI〕にもとづく測定単位〔国家鉱工業情報システムの「OKEI」便覧から選択〕；技術特性、使用特性および機能〔消費〕特性；2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」*****にもとづく、製品をロシア産鉱工業製品とするにあたっての要求事項への当該製品の適合性；製品が生産された住所〔実際の住所〕）」にかかわる項目を、以下の版に変更する：

「製造される製品およびその特性に関する情報、以下を含む：	鉱工業分野事業主体	1回（必要に応じて修正）」；
製品の名称および番号；		

製品の名称および番号（英語）；

製品の記述（用途、長所）；

製品の生産にあたって準拠した技術条件の番号（存在する場合）；

製品の生産にあたって準拠した規格化文書の番号（存在する場合）；

全ロ経済活動種別製品分類コード（OKPD 2）（国家鉱工業情報システムの「OKPD 2」便覧から選択）；

統一ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード（国家鉱工業情報システムの「TN VED EAEU」便覧から選択）；

全ロ測定単位分類OK 015-94（OKEI）にもとづく測定単位（国家鉱工業情報システムの「OKEI」便覧から選択）；

技術特性、使用特性および機能〔消費〕特性；

国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス目録の項目コード（存在する場合）；

国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス目録の項目名（存在する場合）；

国家および地方自治体のニーズを満たすための商品、役務、サービス目録の項目の特性名および（または）それらの数値（存在する場合）；

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」*****にもとづく、製品をロシア産鉱工業製品とするにあたっての要求事項への製品の適合性；

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」「b」号～「d」号が定

める文書にしたがい、当該鉱工業製品の生産の認定および当該製品のロシア産鉱工業製品登録簿への記載に際して、上記の決定にのっとり、ロシア連邦またはその他のユーラシア経済連合加盟国を原産地（生産地）とする構成要素（原材料、部分、部品）とされた、ある鉱工業製品の生産のために調達された構成要素（原材料、部分、部品）の数量に関する、ならびに当該構成要素の供給者および生産者の名称に関する情報；
製品が生産された住所（実際の住所）

b) 当該決定によって承認された、情報通信網「インターネット」上における一般公開が義務づけられる国家鉱工業情報システム掲載情報一覧の第6項および第7項を、以下の版に変更する：

「6. 2020年3月21日付ロシア連邦政府決定第319号「特別投資契約の締結を目的とした、現代的技術と認められる技術の種類一覧の作成および更新の規則の承認について」が定める内容での、特別投資契約の締結を目的とした、現代的技術と認められる技術の種類一覧の作成および更新にかかわる情報

国家鉱工業情報システムへの掲載のたび

7. 2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」にしたがってロシア産鉱工業製品登録簿に記載された製品に関する情報、次に掲げる細目：

国家鉱工業情報システムへの掲載のたび

登録簿記載事項の記載日、記載事項の有効期限および番号；
法人である申請人の名称、個人事業主である申請人の姓、名および父称（存在する場合）；
法人の場合、納税者識別番号および基本国家登記番号、個人事業主の場合、個人事業主基本国家登記番号；
生産される鉱工業製品の全ロシア経済活動種別製品分類表OK 034-2014（OKPD 2）にもとづく名称およびコードならびに（または）統一ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード；
生産される鉱工業製品に対する技術的要求事項を定める文書（技術条件、組織内規格、技術規則、国家規格またはその他の文書）の書誌情報；
ローカリゼーション指標が定められている製品の場合 — ロシア連邦内における当該オペレーション（条件）の実施（習得）に対する総ポイント数、ロシア連邦内における研究開発事業の実施に対するポイント数（当該ポイントの有効期限を明記）、ならびにロシア連邦内における研究開発事業の実施に対するポイント数を定めた文書の名称および書誌情報、またはロシア連邦内における当該オペレーション（条件）の実施（習得）に対する総ポイント数、最大可能ポイント数、および国家鉱工業情報システムへの掲載ごとの総ポイント数の最大可能ポイント数に対する百分率のそれぞれに関する情報；

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」「b」号～「d」号が定める文書にしたがい、当該鉱工業製品の生産の認定および当該製品のロシア産鉱工業製品登録簿への記載に際して、上記の決定にのっとり、ロシア連邦またはその他のユーラシア経済連合加盟国を原産地（生産地）とする構成要素（原材料、部分、部品）とされた、ある鉱工業製品の生産のために調達された構成要素（原材料、部分、部品）の数量に関する、ならびに当該構成要素の供給者および生産者の名称に関する情報；

2015年7月17日付ロシア連邦政府決定第719号「ロシア産鉱工業製品の生産であるとの認定について」附属書第IX部が定める製品であって、第一水準無線電子製品または第二水準無線電子製品とされることが定められているものの場合 — 無線電子製品の該当する水準に関する情報；

登録簿記載事項の変更が行われた際にその根拠となった文書の日付および書誌情報（存在する場合）；

全ロシア経済活動種別製品分類表OK 034-2014（OKPD 2）の30.11類に含まれる造船製品

に対して国際海事機関が付与した建造番号または船舶識別番号（存在する場合）；
車両に分類される製品に対する輸送手段型式認証番号（シャーシ型式認証番号）（存在する場合）